

行田市住宅用防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯カメラの普及を促進し、もって侵入盗被害の防止を図るため、自ら居住するために用いる市内の住宅に防犯カメラを設置する者に対し、予算の範囲内において行田市住宅用防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用防犯カメラ 自ら居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含み、アパート、借家及び別荘を除く。以下「自宅等」という。）への侵入盗等の防止を図るため、屋外に継続して設置する撮影装置かつ撮影した画像を記録する機能を備えたもの（録画機能付きのドアホン等を除く。）をいう。
- (2) 画像データ 住宅用防犯カメラの録画装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録をいう。）であつて、画像表示装置を用いて記録された画像及び映像を表示することができるものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自宅等に新たに住宅用防犯カメラを設置する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が自宅等の所有者でない場合は、所有者の同意を得ている者であること。
- (3) 補助対象者及びその世帯員について、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助対象者及びその世帯員について、市税等の滞納がないこと。

- (5) 補助対象者及びその世帯員について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の交付対象となる住宅用防犯カメラ）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅用防犯カメラは、補助対象者が購入し、又はリース等を行い自宅等に設置した住宅用防犯カメラとする。ただし、次に掲げる住宅用防犯カメラを除く。

- (1) 継続して撮影する機能を有しないもの
- (2) 夜間撮影をする機能を有しないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる住宅用防犯カメラの設置に必要な経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、画像データを保存し、又は表示するためのスマートフォン、タブレット、モニターその他の住宅用防犯カメラと一体的でない機器の購入等及び住宅用防犯カメラ等の購入に係るポイント等利用分に係る費用は除く。

- (1) 住宅用防犯カメラ及び画像データ保存装置等防犯カメラと一体的に機能する機器（以下「住宅用防犯カメラ等」という。）の購入又はリース等に係る経費
- (2) 住宅用防犯カメラ等及び住宅用防犯カメラ用ケーブルの設置工事に係る経費
- (3) 住宅用防犯カメラ設置の表示に係る経費
- (4) その他住宅用防犯カメラ等の設置に必要な経費

2 住宅用防犯カメラ等をリース方式により設置する場合は、リース契約を締結した日の属する年度に要する経費を補助金の交付の対象とするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、住宅用防犯カメラ等の保守点検費その他維持管理に係る費用については、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の自宅等につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、行田市住宅用防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住宅用防犯カメラ等の設置に係る見積書、内訳が分かる明細等
- (2) 住宅用防犯カメラ等の概要が分かるカタログ等
- (3) 住宅用防犯カメラ等の設置場所の位置図及び設置前の写真
- (4) 住宅用防犯カメラの設置及び画像データの取扱いを適切に行うことの誓約書(様式第2号)
- (5) 自宅等の所有者でない者が申請する場合は、住宅用防犯カメラの設置に係る自宅等所有者の同意書(様式第3号)
- (6) 住宅用防犯カメラをリース契約により設置する場合は、当該リース契約に係る見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付決定が行われるまでは、住宅用防犯カメラ等の購入及び設置工事に着手しないものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、行田市住宅用防犯カメラ設置補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に補助金の交付の可否を通知するものとする。

(設置の中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、住宅用防犯カメラ等の設置を中止する場合は、速やかに行田市住宅用防犯カメラ設置中止届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに、行田市住宅用防犯カメラ設置補助金実績報告書(様式第6号。次条において「実績

報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 住宅用防犯カメラ等の設置に係る領収書、内訳が分かる明細等（住宅用防犯カメラをリース契約により設置した場合は、当該リース契約を締結した日の属する年度内のものに限る。）

(2) 住宅用防犯カメラ等の設置場所の位置図及び設置後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、行田市住宅用防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第7号）により当該交付決定者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の確定の通知を受けた交付決定者は、行田市住宅用防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第8号）により補助金の交付を市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、行田市住宅用防犯カメラ設置補助金交付決定取消し通知書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者から補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(住宅用防犯カメラ等の維持管理)

第16条 当該交付決定者は、この要綱により設置した住宅用防犯カメラ等について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って適正な運用を図るものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。